○富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則

平成17年4月1日
富山市規則第158号

（趣旨）
第1条　この規則は、別に定めがあるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成17年富山市条例第185号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第2条　この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。
第3条から第6条まで　削除
（事業用大規模建築物等）
第7条　条例第11条第1項に規定する規則で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当する建築物とする。
(1)　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物
(2)　大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗
(3)　前2号の建築物以外の建築物で、事業系一般廃棄物を多量に排出すると市長が認めるもの
（事業系一般廃棄物の減量計画）
第8条　条例第11条第1項の規定により、同項に規定する建築物の所有者は、毎年5月31日までに、その年の4月から翌年の3月までの間における当該建築物に係る事業系一般廃棄物の減量計画を作成し、富山市事業系一般廃棄物減量計画書（様式第1号）により市長に提出しなければならない。
2　前項の計画を変更したときは、速やかに変更後の計画書を市長に提出しなければならない。
（一般廃棄物の臨時処理の申出）
第9条　占有者等は、臨時に一般廃棄物の処理を受けようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を申し出なければならない。
（一般廃棄物処理業の許可申請書等）
第10条　次の各号に掲げる許可又は許可の更新を受けようとする者は、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。
(1)　法第7条第1項の規定による許可又は同条第2項の規定による当該許可の更新　富山市一般廃棄物収集運搬業許可申請書（様式第2号）
(2)　法第7条第6項の規定による許可又は同条第7項の規定による当該許可の更新　富山市一般廃棄物処分業許可申請書（様式第3号）
(3)　法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可　富山市一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書（様式第4号）
（一般廃棄物処理業の許可証の交付等）
第11条　前条各号に掲げる許可又は許可の更新をしたときは、富山市一般廃棄物処理業許可証（様式第5号）を交付するものとし、不許可又は許可の更新をしないこととしたときは、その旨を文書で通知するものとする。
（一般廃棄物処理業の許可証の再交付）
第12条　一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）は、前条の許可証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、富山市一般廃棄物処理業許可証再交付申請書（様式第6号）により市長に申請し、その再交付を受けなければならない。
（一般廃棄物処理業の事業廃止等の届出）
第13条　法第7条の2第3項の規定による事業の全部若しくは一部の廃止又は住所等の変更の届出は、富山市一般廃棄物処理業廃止・変更届出書（様式第7号）により行わなければならない。
（一般廃棄物処理業の許可証の返還）
第14条　一般廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに第11条の許可証を市長に返還しなければならない。
(1)　許可の有効期間が満了したとき。
(2)　事業の全部を廃止したとき。
(3)　事業の範囲の変更の許可を受けたとき。
(4)　許可を取り消されたとき。
（一般廃棄物処理状況の報告）
第15条　一般廃棄物処理業者は、毎月の処理状況を翌月の5日までに、富山市一般廃棄物処理状況報告書（様式第8号）により市長に報告しなければならない。
（一般廃棄物処理施設の許可申請書等）
第16条　次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。
(1)　法第8条第1項の規定による許可　富山市一般廃棄物処理施設設置許可申請書（様式第9号）
(2)　法第9条第1項の規定による変更の許可　富山市一般廃棄物処理施設変更許可申請書（様式第10号）
(3)　法第9条の5第1項の規定による譲受け等の許可　富山市一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書（様式第11号）
2　法第9条第5項の規定による廃止の確認（法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）を受けようとする者は、富山市一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。
3　法第9条の6第1項の規定による合併又は分割の認可を受けようとする者は、富山市一般廃棄物処理施設合併・分割認可申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。
（一般廃棄物処理施設の許可証等の交付等）
第17条　次の各号に掲げる許可をしたときは、当該各号に定める許可証を交付するものとする。
(1)　前条第1項第1号及び第2号に掲げる許可　富山市一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証（様式第14号）
(2)　前条第1項第3号に掲げる許可　廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可証（様式第15号）
2　前条第2項に掲げる確認をしたときは、廃棄物最終処分場廃止確認通知書（様式第16号）を交付するものとする。
3　前条第3項に掲げる認可をしたときは、廃棄物処理施設合併・分割認可証（様式第17号）を交付するものとする。
第18条　第16条第1項に掲げる許可の申請について、不許可又は許可の更新をしないこととしたときは、その旨を文書で通知するものとする。
2　第16条第2項に掲げる確認の申請について、法第9条第5項に規定する技術上の基準に不適合であると認めるときは、その旨を文書で通知するものとする。
3　第16条第3項に掲げる認可の申請について、認可をしないこととしたときは、その旨を文書で通知するものとする。
（一般廃棄物処理施設の検査済証の交付等）
第19条　市長は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者及び法第9条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理施設の設置者」という。）から廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第4条の4第1項の規定による一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請があった場合において、当該施設が法第8条の2第1項第1号に規定する技術上の基準に適合していると認めるときは、廃棄物処理施設使用前検査済証（様式第18号）を当該一般廃棄物処理施設の設置者に交付するものとする。
2　前項の申請は、富山市一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（様式第19号）により行わなければならない。
3　市長は、一般廃棄物処理施設の設置者から省令第4条の4の2の規定による一般廃棄物処理施設の定期検査の申請があった場合において、当該検査を行ったときは、定期検査結果通知書（様式第19号の2）を当該一般廃棄物処理施設の設置者に交付するものとする。
4　前項の申請は、富山市一般廃棄物処理施設定期検査申請書（様式第19号の3）により行わなければならない。
（一般廃棄物処理施設の設置届出書等）
第20条　次の各号に掲げる届出をしようとする者は、当該各号に定める届出書を市長に提出しなければならない。
(1)　法第9条第3項の規定による届出（法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）　富山市一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第20号）
(2)　法第9条第4項の規定による届出（法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）　富山市一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書（様式第21号）
(3)　法第9条の3第1項の規定による届出　富山市一般廃棄物処理施設設置届出書（様式第22号）
(4)　法第9条の3第8項の規定による変更の届出　富山市一般廃棄物処理施設変更届出書（様式第23号）
(5)　法第9条の7第2項の規定による相続の届出　富山市一般廃棄物処理施設相続届出書（様式第24号）
(6)　法第15条の2の5の規定による届出　富山市産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物届出書（様式第25号）
（一般廃棄物処理施設の許可証等の再交付）
第21条　一般廃棄物処理施設の設置者は、第17条第1項各号又は同条第3項の規定による許可証又は認可証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、速やかに市長に申請書を提出し、その再交付を受けなければならない。
2　前項の申請書の様式は、様式第6号の例による。
（一般廃棄物処理施設の許可証の返還）
第22条　一般廃棄物処理施設の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。
(1)　一般廃棄物処理施設を廃止したとき。
(2)　一般廃棄物処理施設の構造又は規模の変更の許可を受けたとき。
(3)　許可を取り消されたとき。
2　一般廃棄物処理施設の設置者は、当該一般廃棄物処理施設の使用停止を命ぜられたときは、許可証を一時市長に返還しなければならない。
（一般廃棄物処理手数料の納付期限）
第23条　条例第19条に規定する手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期日までに納付しなければならない。
(1)　し尿、犬、猫等動物の死体、市の最終処分場へ搬入できる物として市長が指定するもの、特定家庭用機器及びその他の一般廃棄物　市長（手数料の徴収を委任した場合は、当該受任者）が発行する納入通知書で指定する日
(2)　浄化槽汚泥　投入した月の翌月の別に指定する日
（一般廃棄物処理手数料の減免申請）
第24条　条例第20条の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、富山市一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第26号）により市長に申請しなければならない。
（産業廃棄物収集運搬業者等への準用）
第25条　第12条及び第14条の規定は、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。
2　前項において準用する許可証の再交付申請書の様式は、様式第6号の例による。
（産業廃棄物処理施設の検査済証の交付）
第26条　市長は、法第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者及び法第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。）から省令第12条の4第1項の規定による産業廃棄物処理施設の使用前の検査の申請があった場合において、当該施設が法第15条の2第1項第1号に規定する技術上の基準に適合していると認めるときは、廃棄物処理施設使用前検査済証を当該産業廃棄物処理施設の設置者に交付するものとする。
（産業廃棄物処理施設の設置者への準用）
第27条　第17条（第1項第1号を除く。）、第21条及び第22条の規定は、産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。
（細則）
第28条　この規則に定めるもののほか、法及び条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）
1　この規則は、平成17年4月1日から施行する。
（経過措置）
2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（平成6年富山市規則第28号）、大沢野町廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（平成8年大沢野町規則第2号）、大山町廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（平成8年大山町規則第9号）、八尾町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成7年八尾町規則第10号）、婦中町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成7年婦中町規則第10号）、山田村廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和48年山田村規則第1号）又は細入村廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成7年細入村規則第8号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成24年7月27日富山市規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年12月17日富山市規則第91号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年3月31日富山市規則第26号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附　則（令和元年12月13日富山市規則第49号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、様式第16号の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（令和3年3月29日富山市規則第19号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

様式第1号(第8条関係)

年　　月　　日

富山市事業系一般廃棄物減量計画書

(宛先)富山市長

住　所(所在地)
氏　名(名称及び代表者氏名)

富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第8条の規定により、事業系一般廃棄物の減量計画を提出します。

建築物の概要			
建築物の名称			
建築物の所有者又は権限を有する者		連絡担当者 役職名・氏名 連絡先	電話番号
構造等	地上　　階、地下　　階、延床面積　　㎡		
建築物の用途	1　事務所　　2　百貨店 3　スーパーマーケット　　4　小売店舗 5　複合用途※　　6　その他(　　)		
※複合用途の内容	1　事務所　　社　合計　　㎡ 2　飲食店　　社　合計　　㎡ 3　小売店舗　　社　合計　　㎡ 4　その他(　　)　　㎡(用部分　　㎡)		
建築物内就業人口	人		

(裏面へ)

減量計画

区分 ＼ 年度	年度実績					年度計画					備考
一般廃棄物の種類	発生量 トン/年 A	自家処理量 トン/年 B	再利用量 トン/年 C	廃棄処分量(委託分) トン/年 A−(B+C)	減量率 (B+C)/A (%)	発生量 トン/年 A	自家処理量 トン/年 B	再利用量 トン/年 C	廃棄処分量(委託分) トン/年 A−(B+C)	減量率 (B+C)/A (%)	
紙(OA用紙等)											
紙(新聞、雑誌、段ボール)											
紙(機密書類)											
厨芥類(ちゅうかい)(残飯、生ごみ)											
その他(　　)											
小計											
参考　空き缶											
参考　空きびん											
参考　プラスチック類											
参考　小計											
合計											

〔参考事項〕

1　シュレッダーの使用の有無　　有・無

2　再生品の使用状況

コピー用紙	有(　　%)・無	トイレットペーパー	有・無
印刷物	有(　　%)・無	その他(　　)	有・無

3　現在取り組んでいるリサイクルの状況について(具体的に記入してください。)

(裏面へ)

4　ビル管理会社名

名称	所在地	電話番号

5　再利用可能物の回収委託業者名

品目	名称	所在地	電話番号	再利用量
紙類				トン

6　一般廃棄物収集運搬委託業者名

品目	名称	所在地	電話番号	収集量
				トン

7　事務所内での自己処理について(事務所内で、焼却、脱水等の中間処理をしている場合に記入してください。)

設備の名称	簡易焼却炉・古紙圧縮機・厨芥(ちゅうかい)類脱水機・その他(　　)
処理の実績	焼却(　　トン)

様式第2号(第10条関係)

様式第2号(第10条関係)

富山市一般廃棄物収集運搬業許可申請書

年　　月　　日

(宛先)富山市長

住　所(所在地)
申請者　氏　名(名称及び代表者氏名)
電話番号

一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業所の所在地	
事業の範囲	
事業区域及び取扱件数	件
一般廃棄物の積替場・車庫等の所在地	
一般廃棄物の搬入施設	
運搬車両その他主な作業器材の種類及び数量	
従業員の数	人
処理料金	500kg当たり　　円

添付書類　裏面に記載するもの

(裏)

〔添　付　書　類〕

(1)　事業計画の概要を記載した書類
(2)　従業員名簿
(3)　収集運搬車両の所有状況を記載した書類及び当該車両の自動車検査証の写し
(4)　収集運搬車両の前面及び側面から写したカラー写真
(5)　事業所、一般廃棄物の積替場、車庫等の平面図及び付近の見取り図
(6)　一般廃棄物収集運搬受託先名簿
(7)　許可証の写し(更新許可申請に限る。)
(8)　申請者が法人である場合には、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表
(9)　納税証明書(前年度分の市民税の納付すべき額及び納付済額を証するもの)
(10)　申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
(11)　申請者が個人である場合には、住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)
(12)　申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
(13)　申請者が法人である場合には、法第7条第5項第4号ヌに規定する役員の住民票の写し
(14)　申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)
(15)　申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
(16)　その他、市長が許可申請の審査に必要なため特に提出又は提示を求めた書類

(注)　上記の書類及び図面のうち、他の許可申請書又は届出書に添付した書類若しくは図面とその内容に変更がない場合に限り、(1)から(15)までに掲げる書類又は図面の添付を要しない。

様式第3号(第10条関係)

様式第3号(第10条関係)

(表)

富山市一般廃棄物処分業許可申請書

年　　月　　日

(宛先)富山市長

住所(所在地)
申請者　氏名(名称及び代表者の氏名)
電話　　(　　)

一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により次のとおり申請します。

事業の範囲	事業の内容	
	取扱一般廃棄物の種類	
事業所の所在地		
事業所の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(最終処分の場合は、埋立地の面積及び埋立容量)		
施設の処理方式、構造及び施設の概要		
事業開始予定年月日(許可の更新を申請する場合は、記入不要)		年　　月　　日

添付書類　裏面に記載するもの

(裏)

〔添　付　書　類〕

(1)　事業計画の概要を記載した書類
(2)　従業員名簿
(3)　事業に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、写真及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図
(4)　申請者が(3)に掲げる施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類
(5)　処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
(6)　一般廃棄物処分受託先名簿
(7)　許可証の写し(更新許可申請に限る。)
(8)　当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
(9)　申請者が法人である場合には、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表
(10)　申請者が個人である場合には、資産に関する調書
(11)　納税証明書(前年度分の市民税の納付すべき額及び納付済額を証するもの)
(12)　申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
(13)　申請者が個人である場合には、住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)
(14)　申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
(15)　申請者が法人である場合には、法第7条第5項第4号ヌに規定する役員の住民票の写し
(16)　申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)
(17)　申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
(18)　その他、市長が許可申請の審査に必要なため特に提出又は提示を求めた書類

(注)　上記の書類及び図面のうち、他の許可申請書又は届出書に添付した書類若しくは図面とその内容に変更がない場合に限り、(1)から(17)までに掲げる書類又は図面の添付を要しない。

様式第4号(第10条関係)

様式第4号(第10条関係)

(表)

富山市一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書

年　　月　　日

(宛先)富山市長

住所(所在地)
申請者　氏名(名称及び代表者の氏名)
電話　　(　　)

一般廃棄物処理業の事業範囲の変更許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号		
取扱一般廃棄物の種類		
収集・運搬・処分の別		
変更の内容	新	旧
変更予定年月日	年　　月　　日	
変更の理由		

添付書類　裏面に記載するもの

(裏)

〔添　付　書　類〕

(1)　事業計画の概要を記載した書類
(2)　従業員名簿
(3)　収集運搬業にあっては、次に掲げる書類及び図面
　イ　収集運搬車両の所有状況を記載した書類及び当該車両の自動車検査証の写し
　ロ　収集運搬車両の前面及び側面から写したカラー写真
　ハ　事業所、一般廃棄物の積替場、車庫等の平面図及び付近の見取り図
　ニ　一般廃棄物収集運搬受託先名簿
(4)　処分業にあっては、次に掲げる書類及び図面
　イ　事業に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、写真及び設計計算書並びに当該施設の付近見取り図
　ロ　申請者がイに掲げる施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類
　ハ　処分後に一般廃棄物の処理方法を記載した書類
　ニ　一般廃棄物処分受託先名簿
　ホ　当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
　ヘ　申請者が個人である場合には、資産に関する調書
(5)　許可証の写し
(6)　申請者が法人である場合には、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表
(7)　納税証明書(前年度分の市民税の納付すべき額及び納付済額を証するもの)
(8)　申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
(9)　申請者が個人である場合には、住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)
(10)　申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
(11)　申請者が法人である場合には、法第7条第5項第4号ヌに規定する役員の住民票の写し
(12)　申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)
(13)　申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
(14)　その他、市長が許可申請の審査に必要なため特に提出又は提示を求めた書類

(注)　上記の書類及び図面のうち、他の許可申請書又は届出書に添付した書類若しくは図面とその内容に変更がない場合に限り、(1)から(13)までに掲げる書類又は図面の添付を要しない。

様式第5号(第11条関係)

様式第5号(第11条関係)

富山市一般廃棄物処理業許可証

様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第7条第1項／第7条第6項／第7条の2第1項　の許可を受けた者であることを証します。

年　　月　　日

富山市長　　印

許可番号	
許可期間	年　　月　　日から　年　　月　　日まで
事業の区分	
事業の範囲	
許可の条件	
許可の更新又は変更の状況	

様式第6号(第12条関係)

様式第6号(第12条関係)

富山市一般廃棄物処理業許可証再交付申請書

年　　月　　日

(宛先)富山市長

住所(所在地)
申請者　氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号

富山市一般廃棄物処理業許可証の再交付を受けたいので、富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第12条の規定により申請します。

許可年月日及び許可番号	
申　請　理　由	

添付書類　破損し、又は汚損した場合は当該許可証

様式第7号(第13条関係)

様式第7号(第13条関係)

富山市一般廃棄物処理業廃止・変更届出書

年　　月　　日

(宛先)富山市長

住所(所在地)
届出者　氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号

一般廃棄物処理業に係る事項について 廃止 / 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により届け出ます。

許可年月日及び許可番号		
廃止した事業又は変更した事項の内容	新	旧
廃止又は変更年月日	年　　月　　日	
廃止又は変更の理由		

添付書類　事業の全部を廃止する場合は許可証

様式第8号(第15条関係)

様式第8号(第15条関係)

富山市一般廃棄物処理状況報告書

年　　月　　日

(宛先)富山市長

住所(所在地)
報告者　氏名(名称及び代表者の氏名)
電話　　(　　)

富山市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第15条の規定により、次のとおり　月分の状況を報告します。

作業延べ日数	日
作業延べ人員	人
作業延べ取扱件数	件
一般廃棄物の処理量	トン
一般廃棄物の搬入施設	
一般廃棄物の処分場所、廃棄物の種類、処分方法	
処理料金総額	円
月末現在の受託件数	件

備考

1　「一般廃棄物の搬入施設」欄は、一般廃棄物収集運搬業者だけ記入してください。

2　「一般廃棄物の処分場所等」欄は、一般廃棄物処分業者だけ記入してください。

様式第9号(第16条関係)

様式第9号(第16条関係)

(第1面)

富山市一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年　月　日

(宛先)富山市長

申請者
住　所
氏　名
(名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類			
着工予定年月日			年　月　日
使用開始予定年月日			年　月　日
※許可の年月日			年　月　日
※許可番号			
一般廃棄物処理施設の処理能力			
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置		
	一般廃棄物処理施設の処理方式		
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
		処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※事務処理欄			

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分	自家処分　委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区分	自家処分　委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

(第3面)

申請者

(個人である場合)		
(ふりがな) 氏　名	生年月日	本　籍 住　所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名　称		住　所

法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)		
(ふりがな) 氏　名	生年月日	本　籍 住　所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名　称		住　所

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏　名	生年月日 役職名・呼称	本　籍 住　所

法第7条第5項第4号ヌに規定する役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏　名	生年月日 役職名・呼称	本　籍 住　所

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割　合	本　籍 住　所

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏　名	生年月日 役職名・呼称	本　籍 住　所

備考
1　※欄は記入しないこと。
2　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場等の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
3　一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ不燃ごみ等の種類を記入すること。
4　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
(1)　一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
(2)　排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
5　△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
6　「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
7　提出部数は、2部とする。

※手数料欄

様式第10号(第16条関係)

様式第10号(第16条関係)

(第1面)

富山市一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年　月　日

(宛先)富山市長

住　所
申請者
氏　名
(名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年　月　日	
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更後	変更前
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
着工予定年月日		年　月　日	
使用開始予定年月日		年　月　日	
※許可の年月日		年　月　日	
※許可番号			
※事務処理欄			

(第2面)

申請者

(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住所

法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住所

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

法第7条第5項第4号ヌに規定する役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍	
		割合	住所	

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

備考

1　※欄は記入しないこと。
2　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場等の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
3　一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理については、混合ごみ、不燃ごみ等の別を記入すること。
4　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
(1)　一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
(2)　排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
(3)　排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
(4)　排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
(5)　放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
5　△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
6　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。
7　「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
8　提出部数は、2部とする。

※手数料欄

様式第11号(第16条関係)

様式第11号(第16条関係)

(第1面)

富山市一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書

年　　月　　日

(宛先)富山市長

住　　所
申請者
氏　　名
(名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の譲受け(借受け)の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名(名称及び代表者の氏名)及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　号
※譲受け等の許可の年月日	年　月　日
※譲受け等の許可番号	
※事務処理欄	

(第2面)

申請者

(個人である場合)

(ふりがな) 氏　名	生年月日	本　籍 住　所

(法人である場合)

(ふりがな) 名　称	住　所

法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏　名	生年月日	本　籍 住　所

(法人である場合)

(ふりがな) 名　称	住　所

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏　名	生年月日 役職名・呼称	本　籍 住　所

法第7条第5項第4号ヌに規定する役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏　名	生年月日 役職名・呼称	本　籍 住　所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割　合	本　籍 住　所

令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏　名	生年月日 役職名・呼称	本　籍 住　所

備考
1　※欄は記入しないこと。
2　「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
3　提出部数は、2部とする。

※手数料欄

様式第12号(第16条関係)

様式第12号(第16条関係)

(表)

富山市一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年　月　日

(宛先)富山市長

申請者
住　所
氏　名
(名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設置の場所		
許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　号	
埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量	種　類	数量(m³)
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日	年　月　日	
埋立処分終了年月日	年　月　日	
悪臭の発散の防止に関する措置の内容		
火災の発生の防止に関する措置の内容		

(裏)

ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	

備考
1　※の欄は記入しないこと。
2　地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「最終処分基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。
3　保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。
4　覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。
5　提出部数は、2部とする。

様式第13号(第16条関係)

様式第13号(第16条関係)

(第1面)

富山市一般廃棄物処理施設合併・分割認可申請書

年　月　日

(宛先)富山市長

申請者　住　所
名　称
代表者の氏名
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

①一般廃棄物処理施設の設置の場所	
②一般廃棄物処理施設の種類	
③許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　号
④合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤合併又は分割の方法及び条件	
⑥合併又は分割の理由	
⑦合併又は分割の時期	
※認可の年月日	年　月　日
※認可番号	
※事務処理欄	

(第2面)

⑧申請者

(ふりがな) 名称	住所

⑨法第7条第5項第4号ヌに規定する役員

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

⑩発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(当該株主又は出資をしている者がある場合)

発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割合	本籍 住所

(第3面)

⑪令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

様式第14号(第17条関係)

富山市一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証

年　　月　　日

住　　所

氏　　名
(名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項(第9条第1項)の規定により、設置(変更)の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

富山市長　　印

許可の年月日	年　　月　　日	許可番号	
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類			
設置場所			
処理能力			
許可の条件			
留意事項	1　施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2　計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3　施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

様式第15号(第17条、第27条関係)

様式第15号(第17条、第27条関係)

廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可証

年　　月　　日

住　　所

氏　　名
(名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項(第15条の4)の規定により、譲受け(借受け)の許可を受けた一般廃棄物処理施設(産業廃棄物処理施設)であることを証する。

富山市長　　印

譲受け又は借受けの許可年月日	年　　月　　日	許可番号	
譲受け又は借受けの相手方の名称及び代表者の氏名並びに住所			
譲り受け又は借り受けた施設の種類及び処理する廃棄物の種類			
譲り受け又は借り受けた施設の許可年月日及び許可番号			
設置場所			
処理能力			
許可の条件			

様式第16号(第17条、第27条関係)

様式第16号(第17条、第27条関係)

廃棄物最終処分場廃止確認通知書

第　　号
年　　月　　日

富山市長　　印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条第5項 / 第15条の2の6第3項 の規定により廃止の確認申請があった最終処分場については、環境省令に定める最終処分場の廃止の技術上の基準に適合していることを認めます。

廃止確認申請年月日	年　　月　　日
最終処分場の種類	
施設の設置場所	
許可年月日	年　　月　　日
許可番号	第　　号

様式第17号(第17条、第27条関係)

様式第17号(第17条、第27条関係)

廃棄物処理施設合併・分割認可証

年　　月　　日

住　　所

氏　　名
(名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項(第15条の4)の規定により、合併・分割の認可を受けた一般廃棄物処理施設(産業廃棄物処理施設)であることを証する。

富山市長　　印

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
合併・分割の認可に係る施設の種類及び処理する廃棄物の種類	
合併・分割の認可に係る施設の許可年月日及び許可番号	
設置場所	
処理能力	

様式第18号(第19条、第26条関係)

様式第18号(第19条、第26条関係)

廃棄物処理施設使用前検査済証

第　　号
年　月　日

富山市長　　印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条の2第5項 / 第15条の2第5項 の規定により検査したところ、次のとおり同法 第8条の2第1項第1号 / 第15条の2第1項第1号 に規定する技術上の基準に適合していることを認めます。

施設の種類	
廃棄物の種類	
施設の処理能力	
施設の設置場所	
許可年月日	年　月　日
許可番号	第　　号

様式第19号(第19条関係)

様式第19号(第19条関係)

富山市一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年　月　日

(宛先)富山市長

住　所

申請者　氏　名
(名称及び代表者の氏名)

電話番号

次の一般廃棄物処理施設が竣(しゅん)功したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　　号	
設置場所		
竣(しゅん)功の年月日	年　月　日	
使用開始予定年月日	年　月　日	
添付図面及び書類	1　竣(しゅん)功図面 (施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図) 2　その他参考となる書類又は図面	受付欄

備考
1　提出部数は、2部とする。
2　添付図面及び書類は、許可申請書に添付したものと変更がない場合は省略することができる。

様式第19号の2(第19条関係)

様式第１９号の２（第１９条関係）

定期検査結果通知書

第　　号

年　　月　　日

様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の２の２第１項の規定による定期検査の結果について、次のとおり通知します。

富山市長　　印

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　第　　号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年　　月　　日

様式第19号の3(第19条関係)

様式第１９号の３（第１９条関係）

富山市一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年　　月　　日

（宛先）富山市長

住　所

申請者

氏　名

（名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の２の２第１項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　第　　号
※事務処理欄	

備考　※欄は記入しないこと。

様式第20号(第20条関係)

様式第20号(第20条関係)

富山市一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年　月　日

(宛先)富山市長

住　所
届出者　氏　名
(名称及び代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号		年　月　日　第　号
変更の内容	△軽微な変更	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更	
	省令第5条の4に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)	
	省令第5条の4第6号に掲げる事項	

(変更内容が法人に係るものである場合)※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名　称	住　所

(変更内容が個人に係るものである場合)※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏　名	生年月日	本　籍
	役職名・呼称	住　所

廃止若しくは休止又は再開の理由	(廃止・休止・再開の別)
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年　月　日
※事務処理欄	

備考
1　※欄は記入しないこと。
2　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
3　「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
4　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。

様式第21号(第20条関係)

様式第21号(第20条関係)　(表)

富山市一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

年　月　日

(宛先)富山市長

住　所
届出者
氏　名
(名称及び代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住　所 氏　名 電話番号
設置場所	
許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積　埋立ての深さ　覆土の厚さ m^2　m　m
※事務処理欄	

(裏)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年　月　日		
埋立処分終了年月日	年　月　日		
埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状	種　類	数　量(m^3)	性　状

備考　※欄は記入しないこと。

様式第22号(第20条関係)

様式第22号(第20条関係)

(表)

富山市一般廃棄物処理施設設置届出書

年　月　日

(宛先)富山市長

住　所
届出者　名　称
代表者の氏名
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置について関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類			
着工予定年月日			年　月　日
使用開始予定年月日			年　月　日
※届出の年月日			年　月　日
※届出番号			
一般廃棄物処理施設の処理能力			
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置		
	一般廃棄物処理施設の処理方式		
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
		処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※事務処理欄			

(裏)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分	自家処分　委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区分	自家処分　委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

備考
1　※欄は記入しないこと。
2　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場等の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
3　一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ不燃ごみ等の種類を記入すること。
4　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
(1)　一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
(2)　排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
5　△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
6　提出部数は、2部とする。

様式第23号(第20条関係)

様式第23号(第20条関係)

(表)

富山市一般廃棄物処理施設変更届出書

年　月　日

(宛先)富山市長

住　所
届出者　名　称
代表者の氏名
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更について関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届出年月日			年　月　日
届出番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更後	変更前
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
着工予定年月日			年　月　日
使用開始予定年月日			年　月　日
※届出の年月日			年　月　日
※届出番号			
※事務処理欄			

(裏)

備考
1　※欄は記入しないこと。
2　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場等の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
3　一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理については、混合ごみ、不燃ごみ等の別を記入すること。
4　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
(1)　一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
(2)　排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
(3)　排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
(4)　排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
(5)　放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
5　△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
6　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。
7　提出部数は、2部とする。

様式第24号(第20条関係)

様式第24号(第20条関係)

(表)

富山市一般廃棄物処理施設相続届出書

年　月　日

(宛先)富山市長

住　所
届出者　氏　名
電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏　名 住　所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　号
相続の開始の日	
※事務処理欄	

(裏)

相続人

(ふりがな) 氏　名	生年月日	本　籍 住　所

法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏　名	生年月日	本　籍 住　所

(法人である場合)

(ふりがな) 名　称	住　所

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏　名	生年月日 役職名・呼称	本　籍 住　所

政令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏　名	生年月日 役職名・呼称	本　籍 住　所

備考
1　※欄は記入しないこと。
2　「相続人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
3　この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。

※手数料欄

様式第25号(第20条関係)

様式第25号(第20条関係)

富山市産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物届出書

年　月　日

(宛先)富山市長

住　所
届出者
氏　名
(名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
許可の年月日	年　月　日
許可番号	
産業廃棄物処理施設の処理能力 (当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	

備考
1　※欄は記入しないこと。
2　届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに提出すること。
3　添付書類
(1)　届出に係る産業廃棄物処理施設許可証の写し
(2)　他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては次に掲げるいずれかの書類
イ　産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類
ロ　専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類
ハ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第49号)第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類
ニ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条の9に規定する認定証の写し
4　提出部数は、2部とする。

※事務処理欄

様式第26号(第24条関係)

様式第26号（第24条関係）

富山市一般廃棄物処理手数料減免申請書

年　　月　　日

（宛先）富山市長

住所（所在地）
申請者　氏名（名称及び代表者氏名）
電話番号

一般廃棄物処理手数料の減免を受けたいので、富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第24条の規定により申請します。

減免を必要とする理由